

## 申込資格

市営住宅の申込資格は、下記の①～⑥すべて満たしている方。

- ① 世帯の収入が、月収額 15 万 8 千円以下、裁量世帯(高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯等)は、21 万 4 千円以下であること。
- ② 我孫子市内に住所又は勤務場所を有する方。
- ③ 住宅に困っていることが明らかな方。
- ④ 市税(市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)を滞納していない方。
- ⑤ 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

※ただし、単身者で、次のいずれか1つに該当している方は申込みができます。(ただし、常時介護を必要とする方で、市営住宅の居宅において、介護を受けることができず、または受けることが困難である方は除きます。)

- ・ 60歳以上の方。
- ・ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている方。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けている方。
- ・ 知的障害者で療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2、Bの1、Bの2の交付を受けている方。
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。
- ・ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。
- ・ 生活保護法による保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方。
- ・ 海外からの引揚者で5年を経過していない方。
- ・ ハンセン病で療養所にいた方。
- ・ 配偶者から暴力被害を受けている方で、保護施設等で保護等を受けた後5年以内の方又は、配偶者に対し裁判所から接近禁止命令等が出された後5年以内の方。

- ⑥ 申込者(同居者を含む)が、暴力団員ではないこと。

**上記の①～⑥をすべて満たしていない方は失格となります。**